# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年6月22日現在

機関番号:35411 研究種目: 若手研究(B) 研究期間:2010~2011

課題番号:22700610

研究課題名(和文) 「トゥルネン=スポーツ抗争」の帰結に関する研究

A study on the consequence of the "conflict between 研究課題名(英文)

'Turnen' and 'Sport' "

研究代表者

都筑 真 (TSUZUKU MAKOTO)

福山平成大学・福祉健康学部・講師

研究者番号: 40566361

研究成果の概要(和文): 本研究は、トゥルネンとスポーツの運動目的・方法や、運動種目の統 轄方法が争点となった「トゥルネン=スポーツ抗争」の帰結について検討したものである。運動 目的・方法をはじめとするトゥルネンとスポーツの特徴はいずれも、1930年代に設立されたト ゥルネンとスポーツの統合組織が目指す、ナチスの精神に基づく身体教育に資する手段に取り 込まれた。運動種目の統轄権の問題に関しては、DT が主張してきた全面的統轄ではなく、3 つ のスポーツ連盟が主張してきた専門的統轄方法が統合組織に採用される形で帰結した。

研究成果の概要 (英文): This study considers the consequence of the "conflict between 'Turnen' and 'Sport' ". In the conflict, the exercise purpose and the way to exercise in 'Turnen' and 'Sport' and the way of controlling each field of physical activity became major issues. The features of 'Turnen' and 'Sport' including the exercise purpose and the way to exercise were served as an important measure for physical education based on Nazi spirit. The result of the dispute about the control rights for each field of physical activity was as follows: Established in the 1930s, integrated organization adopted not the DT-backed all-round control, but the sport federations-backed specialized control.

## 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	500, 000	150, 000	650, 000
2011年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000

研究分野:総合領域

科研費の分科・細目:健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード:スポーツ史、ドイツ、トゥルネン、近代スポーツ、抗争

1. 研究の学術的背景

スポーツの伝播は、各国における受容、各 国、各民族独自の身体運動文化がスポーツ化 | されていく過程では、各国、各民族独自の身

していくといった一定方向的なものではな かった。スポーツが世界各地に伝播し、受容 体運動文化とスポーツとの摩擦も世界各地で生じていた。このことに鑑みれば、スポーツの歴史は、その伝播や受容の歴史である一方で、それに対する抵抗の歴史であったといえる。

筆者はこれまで、スポーツの伝播に伴う各 国、各民族独自の身体運動文化との摩擦の典 型的な事例として、1880年代から1930年代 にかけてドイツで生じた「トゥルネン=スポ ーツ抗争」(以下「抗争」)の実態解明に取り 組んできた。それによって、「抗争」ではト ゥルネンとスポーツの相反する運動目的・方 法、そしてトゥルネンの統轄団体である「ド イツトゥルネン連盟(Deutsche Turnerschaft、 1868 年創設:以下 DT )」と3 つのスポーツ 連盟(「ドイツ陸上競技連盟(Deutsche Sportbehörde für Leichtathletik、 1898 年 創設)」、「ドイツフットボール連盟 (Deutscher Fußballbund、 1900 年創設)」、 「ドイツ水泳連盟(Deutscher Schwimmverband、 1886 年創設)」)が主張す る運動種目の統轄方法の差異が争点となっ たこと、そうした中でスポーツ指導者の C. ディームが双方の結節点や妥協点を見出す ことによって争点の解決に寄与したことを 明らかにした。

とりわけ統轄権の問題では、DT が DT 内で行われる運動種目の全面的統轄を主張する一方で、3 つのスポーツ連盟はドイツで実施される各運動種目がそれぞれ一つの団体のみによって統轄されるべきであるとして統轄権の専門分化を主張し、対立した。両者は1930年に、陸上競技、フットボール、水泳を共同で統轄することを定めた協定を締結しれ解したが、協定では和解の最終目標としてドイツのトゥルネン・スポーツ諸団体の統合組織の結成が掲げられた。

統合組織の設立に向けた動きはナチスが 政権を獲得した 1933 年以降に始まった。統 合組織に関して、従来のドイツスポーツ史研 究では、統合組織の中央集権的で、「指導者 (Führer)」が命令し他の者は指導者に従うと いうナチスの「指導者原理 (Führerprinzip)」 に基づく組織構造や、ナチスのイデオロギー を浸透させるために統合組織の中で展開さ れた政治教育など、統合組織に及んだナチス の影響に焦点が当てられてきたが、統合組織 の設立を「抗争」の終着点として着目した研 究はなされてこなかった。DT と 3 つのスポ ーツ連盟が 1930 年に結んだ協定の中で統合 組織の結成が和解の最終目標として定めら れていることから、「抗争」が最終的にどの ような帰結を迎えたのかを明らかにするた めには、協定が締結された 1930 年まででは なく、それ以後に実現した統合組織の結成ま でを追う必要がある。

#### 2. 研究の目的

「抗争」の争点が相反するトゥルネンとスポーツの運動目的・方法、運動種目の統轄方法であったことから、それらと、統合組織が掲げた運動目的・方法、採用した運動種目の統轄方法との関連性を考察することが、「抗争」の帰結を解明するために必要であると考え、本研究では以下の点を解明することを目的とした。

- 1) 統合組織において掲げられた身体運動の 目的・方法を明らかにする。そしてこれ らが、「抗争」の中で浮き彫りにされた、 相反するトゥルネンとスポーツの運動目 的・方法とどのように関連しているのか を明らかにする。
- 2) 統合組織が採用した各運動種目の統轄方法を明らかにし、DT と3つのスポーツ連盟の間で争われた陸上競技、フットボール、水泳の統轄権の問題が統合組織の中でどのように解決したのかを解明する。

#### 3. 研究の方法

#### (1)研究の対象

ナチス期のドイツスポーツ史研究の泰斗 H. ベルネットが指摘するように、ナチスの影響 下で 1933 年以後になされたドイツのトゥル ネン・スポーツ諸団体の統合は、ワイマル期 までそれぞれ別個に活動していた市民層、労 働者、教派(カトリックとプロテスタント) のトゥルネン・スポーツ諸団体の連合組織の 解体、これらの連合組織に属していた諸団体 を一時的に統合するために組織された帝国 指導者連合(Reichsführerring)の創設(1933 年 5 月)、帝国指導者連合のドイツ帝国体育 連合(Deutscher Reichsbund:以下 DRL)への 改組(1934年3月)という過程を経て達成さ れた。それ故、本研究が研究対象とするのは、 ドイツのトゥルネン・スポーツ諸団体の統合 組織であった帝国指導者連合と DRL となる。

# (2) 統合組織が掲げた身体運動の目的と方法、採用した運動種目の統轄方法の解明

「抗争」における争点はトゥルネンとスポーツの相反する運動目的・方法、そして DT と 3 つのスポーツ連盟が主張する運動種目の統轄方法の違いであった。それ故、1933 年から 1934 年にかけて設立されたドイツのトゥルネン・スポーツ諸団体の統合組織である帝国指導者連合と DRL に関して着目すべき点は、帝国指導者連合と DRL がどのような運動目的・方法を掲げ、組織の中で実施される運動種目をどのように統轄したのかということである。

そこで本研究では、「抗争」における争点 と関連すると考えられる、帝国指導者連合と DRL の掲げた運動目的・方法や、採用した運 動種目の統轄方法を明らかにしていく。

(3)「抗争」における争点と統合組織が掲げた運動目的・方法や採用した運動種目の統轄 方法の関連性

「抗争」において争点となったトゥルネンとスポーツの相反する運動目的・方法、そして DT と 3 つのスポーツ連盟が主張する運動種目の統轄方法の違いに関しては、すでに筆者の研究によって明らかにされている。

トゥルナーのスポーツ批判とそれに対するスポーツ指導者ディームの反論においては、身体運動を「全面的」「多面的」に行い、各運動種目において「平均的成績」を追求するトゥルネンと、特定の運動種目を「専門的」に行い、その種目において「最高成績」を追求するスポーツの運動目的・方法の差異を認識となっていた。ディームは双方の差異を認識しながらも、双方が共存できる可能性を見出すことによって、差異の克服を試みた。

そして陸上競技、フットボール、水泳の統轄権の問題では、DT が DT 内で行われる運動種目の全面的統轄を主張する一方で、3 つのスポーツ連盟は各運動種目の統轄権の専門分化を主張し、双方は対立した。1930 年に和解するまで、相反する統轄方法を唱える DT と3つのスポーツ連盟は、互いが妥協できる点を見出すための交渉を続けていった。

「抗争」の争点となったトゥルネンとスポーツの運動目的・方法や、運動種目の統轄方法と、帝国指導者連合と DRL が掲げた運動目的・方法、採用した運動種目の統轄方法の関連性を導き出すことによって、「抗争」がいかなる帰結を迎えたのかを明らかにする。

#### 4. 研究成果

(1) 統合組織が掲げた運動目的・方法とトゥルネンとスポーツの運動目的・方法の関連性 2010 年度は、ドイツのトゥルネン・スポーツ諸団体の統合組織であった帝国指導者連合と DRL が掲げた運動目的・方法を明らかにし、これらと、「抗争」の争点となったトゥルネンとスポーツの運動目的・方法の関連性について考察した。

①帝国指導者連合が掲げた運動目的・方法 DT と 3 つのスポーツ連盟の和解の最終目標である「トゥルネン・スポーツ諸団体の統合」に向けた動きは、ナチスが政権を獲得した 1933 年に、市民層のトゥルネン・スポーツ諸団体の連合組織であるドイツ体育委員会( Deutscher Reichsausschuß für Leibesübungen、1917 年創設:以下 DRA)が自主解散したことから始まった。しかし、統合は DT や各スポーツ連盟によってではなく、国家から統合を一任された突撃隊の H.v. チャンマー・オント・オステンによってなされた。彼は「分裂したドイツのトゥルネン・ス

ポーツ運動を一つの連合に統合する」という 使命を政府から帯びていた。

1933 年 5 月、帝国スポーツ委員のチャン マー(1933年7月以降は帝国スポーツ指導 者) は、内務大臣 W. フリック との合意の下 で、「ドイツの身体運動の再編」と題する指 導原則を告示し、帝国指導者連合の創設とそ の傘下に15の「専門連盟(Fachverband)」を 置くことを表明した。チャンマー は指導原 則の冒頭で、身体運動を「国民生活の重要な 一部を形成」するもの、「国家の教育システ ムの基盤となる構成要素」と位置づけている。 しかし彼は、身体運動が「個人的な福祉を促 進」するものではなく、「完全なる人間へと 教育」する場、「兵士のような徳を身につけ る場」、「国家的精神の学校」となることを求 めている。次いで、チャンマー は身体運動 を推進する協会のあり方について、以下のよ うに言及している。

「トゥルネン・スポーツ協会は、「身体」運動の真の推進者である。…この大概は健全で、価値ある協会生活の独自性は、可能な限り干渉されるべきではない。…同様にスポーツの独立生活が強制的に変えられるべきではない。しかし全ての協会は、若きドイツ人を、民族共同体をしっかりと意識した立派なメンバーへと育成する義務を認識し、全般的な身体訓練と並んで従属心や共同体精神を涵養する教育を促進していかねばならない。このような目標の通達によって、協会は常にあらゆるスポーツ種目の推進者となるであろう。」

チャンマーは、身体運動を行うトゥルネン協会やスポーツ協会の活動が「干渉され」たり、「強制的に変えられ」るべきではないと主張しながらも、「全般的な身体訓練」や「従属心や共同体精神を涵養する教育」を義務としてトゥルネン協会やスポーツ協会に要求して多面的な場合である。チャンマーが要求した多面的な身体運動、従属心や共同体精神の涵養は、1880年代から 1910 年代にかけて行われたトゥルナーのスポーツ批判の中で、スポーツと対置されるトゥルネンの特徴として示されたものであった。このことに鑑みれば、チャンマーはトゥルネン的な運動目的・方法を、身体運動を行う協会の義務として掲げたといえよう。

# ②DRL が掲げた運動目的・方法

1934年3月にチャンマーは、帝国指導者連合を DRL に改組することを表明した。改組の理由を彼は、帝国指導者連合がドイツの身体運動を表面的に統合したに過ぎなかったためであるとしている。1934年7月にニュルンベルクで開催されたドイツ競技会において、DRL の構想が公示された。チャンマーは、この競技会が「ドイツのトゥルネン・スポーツ運動の長きに渡る分裂」を解消し、「統一」

をもたらす場になると見做していた。競技会 中に催された DRL の第 1 回会議では、15 の 専門連盟を 21 の「専門部 (Fachamt)」に改 変することが「組織上の基本原則」として定 められた(しかし、最終的に専門部は14と なった。そして山や海など運動を実施する場 所が限定されるために、あるいはメンバー数 や協会数の少なさのために、専門部と同様の 地域区分が困難な9つの運動種目の団体に関 しては、「提携連盟(Anschlußverband)」と いう形で DRL の傘下に入ることとなった)。 このように組織の輪郭を現しつつあった DRL の意義は「民族と国家の統一、つまり民族の 力と政治権力の統一が国家の中でなされる というヤーンの思想」が実現したことである、 と帝国スポーツ指導者の機関誌は報じ、DRL の思想はトゥルネンの創始者であるヤーン から受け継いだものであることを強調して いる。

1935年2月には、DRLにおける身体運動の指針となるべき会則が初めて公表され、それを加筆・修正したものが1936年1月にDRLの会則として作成された。会則に示されたDRLの目的は、「国民社会主義国家の精神に基づいて計画的に実施される身体運動と民族意識の涵養による、[DRLの] 加盟組織の中で結束したドイツ人の身体的、人格的教育」で結束したドイツ人の身体的、人格的教育」であった。そしてこの目的を達成するための手段として「身体運動の普及」、「[DRLの]メンバーである民族同胞の身体教育、世界観の教育」、「国際的なスポーツ交流の促進と指導」などが掲げられている。

「ドイツ人の身体教育、人格教育」が「国民社会主義国家の精神に基づいて」なされることが DRL の目的として謳われ、この目的として謳われ、この目的声を記した文言の中にも「民族同胞」や「世界観の教育」の語が用いられ、ナチ代から 1910 年代にかけて行われたトゥルナーのスポーツ批判の中で、スポーツと対置されるトゥルネンの特徴として示された「民族権力学握以前のナチスが批判してきたスポーツの国際性も、「国民社会主義国家の精神に基づいて」なされる「身体教育、人格教育」の一手段として利用されていくこととなったのである。

# ③まとめ

DTと3つのスポーツ連盟の和解の最終目標である「トゥルネン・スポーツ諸団体の統合」組織として1933年5月に設立された帝国指導者連合では、トゥルネン的な運動目的・方法が称揚された。しかし翌年3月に同連合が改組されて成立したDRLでは、ナチスの精神に基づく身体教育が組織の目的として掲げられ、1880年代から1910年代にかけてなされたトゥルネン指導者のスポーツ批判の中

で浮き彫りとなったトゥルネンとスポーツ の特徴はいずれも、組織の目的を達成するための一手段とされた。

統合組織が掲げた運動目的・方法を見る限り、「抗争」の争点の一つであった、運動目的・方法をはじめとしたトゥルネンとスポーツの特徴はいずれも、統合組織が目指すナチスの精神に基づく身体教育に資する手段に取り込まれていったといえる。

(2) 統合組織が採用した運動種目の統轄方法と、DTと3つのスポーツ連盟が主張する統轄方法の関連性

2011 年度は、帝国指導者連合と DRL が採用した運動種目の統轄方法を明らかにし、これらと、DT と3つのスポーツ連盟が「抗争」の中で主張してきた運動種目の統轄方法を関連付けながら考察していくことによって、「抗争」の帰結を解明した。

①帝国指導者連合における統轄権の専門分化

DTと3つのスポーツ連盟が和解の最終目標として掲げたトゥルネン・スポーツ諸団体の統合組織結成に向けた動きは上述のように、1933年のDRAの解散から始まり、その後、帝国指導者連合が創設され、さらに同連合がDRLに改組されていった。

DRAに加盟していたDTと3つのスポーツ連盟の間では、1930年に双方が結んだ協定によって、陸上競技、フットボール、水泳が共同で統轄されていた。

しかし、トゥルネン・スポーツ諸団体の統合をドイツ内務省から一任されたチャンマーが、DRA の後継組織として 1933 年に創設した帝国指導者連合では、傘下の 15 の専門連盟が割り当てられた運動種目のみを統轄し、それ以外の運動種目の統轄は禁じられた。帝国指導者連合では、多面的な身体運動、従属心や共同体精神の涵養といったトゥルネン的な運動目的・方法が称揚されたが、DT は器械体操、徒手体操、夏季遊戯、フェンシングの専門連盟となり、それまで有していた陸上競技、フットボール、水泳に関する権限を失うこととなった(表 1 参照)。

	表1 帝国指導者連合傘下の専門連盟とその統轄種目				
番号		統特種目			
1	ドイツトゥルネン連盟	器械体操、使手体操、夏季遊戲、フェンシング			
2	ドイツフットボール 連盟	フットボール、ラグビー、クリケット			
3	ドイツ陸上競技連盟	<b>陸上競技、ハンドボール</b>			
4	ドイツ重競技連盟	ポクシング、レスリング、柔術、重量挙げ			
5	ドイツ水泳連盟	水泳、水球、人命救助			
6	ドイツテニス・ホッケ一連盟	テニス、ホッケー、ゴルフ、卓珠			
7	ドイツ九柱歳・ビリヤード連盟	九柱蔵、ビリヤード			
8	ドイツ冬季スポーツ連盟	スキー、スケート、アイスホッケー、 ポブスレー、リュージュ、ローラースケート			
9	ドイツ射撃スポーツ連盟	スポーツ射撃			
10	ドイツ水上スポーツ連盟	ボート、カヌー、ヨット、モーターボート			
11	ドイツヴァンデルン連盟	ヴァンデルン、登山			
12	ドイツ自転車スポーツ連盟	自転車			
18	ドイツ自動車連盟	自動車、パイク			
14	ドイツスポーツ医師・教師連盟	_			
15	ドイツスポーツ報道連盟	_			

# ②DRL における統轄権のさらなる専門分化

帝国指導者連合の後継組織として 1934 年に発足した DRL では、15 の専門連盟が、14 の専門部と9つの提携連盟(ヨット、ヴァンデルン、登山、九柱戯、射撃、ゴルフ、ボブスレーとリュージュ、卓球、ビリヤード)に再編された(表 2 参照)。各運動種目の統轄権がこれらの専門部と提携連盟に委ねられていくことによって、統轄権はより専門分化し、「抗争」の中で3つのスポーツ連盟が主張してきた統轄方法にほぼ則したものとなったのである。

	表2 DRLにおける専門部の統轄種目					
専門部 番号	統輸程目	専門部 番号	統轄種目			
1	器媒体程、徒手体操、夏季遊廳	83	フェンシング			
2	フットボール、ラグビー、クリケット	9	ホッケー			
3	<b>隂上競技</b>	10	テニス			
4	ハンドボール	11	ボート			
5	水泳	12	カヌースポーツ			
8	里競技	13	永上スポーツ、ローラスケートスポーツ			
7	ポクシング	14	スキー			

ナチスが国際的なスポーツ活動を推進したのは、国際的なスポーツ競技会を価値ある外交政策の手段、とりわけ外国の世論に影響を及ぼす手段とみなしていたからであった。そして、スポーツを含めたあらゆる分野におってドイツの優位性が示されねばなら分野におけるドイツの威信を示す手段のひとつとと会をドイツの威信を示す手段のひとつととても認識していた。外国の政府首脳にインパクトを与えるだけでなく、外国政府の方針をドイツにとって好ましいように変素ることにおいて、国際的スポーツ競技会におけるドイツの勝利が重要な役割を担うとナチスはみなしていたのである。

各運動種目の専門的統轄というスポーツの組織編制に則ったDRLの組織編制は、国際的なスポーツ競技会に外交政策や国威発揚の手段としての意義を見出し、国際的なスポーツ活動を推進していったナチスの路線に沿ったものであったといえよう。

#### ③まとめ

ナチスが国際的なスポーツ活動を推進していく中でなされたトゥルネン・スポーツ諸団体の統合によって、半世紀にも及んだ「抗争」は統轄権の問題に関する限り、DTが主張してきた運動種目の全面的統轄ではなく、3つのスポーツ連盟が主張してきた専門的統轄方法が統合組織に採用される形で帰結した。

# 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### [学会発表](計1件)

① <u>都筑真</u>、「トゥルネン=スポーツ抗争」の 帰結に関する研究、日本体育学会第 62 回大会、2011 年 9 月 25 日、鹿屋体育大 学

#### 〔図書〕(計1件)

- ① <u>都筑真</u>、体育・スポーツ史の世界 楠戸 一彦先生退職記念論集、渓水社、2012、 55-73
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

都筑 真 (TSUZUKU MAKOTO) 福山平成大学・福祉健康学部・講師 研究者番号: 40566361

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし